



鳥取県公報

平成 27 年 4 月 24 日 (金)
号外第 53 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 病院局管 理規程	鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (4) (病院局総務課) 2
---------------	---

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年 4 月 24 日

鳥取県宮病院事業管理者 渡 部 哲 哉

鳥取県病院局管理規程第 4 号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する場合の勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数（勤務時間条例第 2 条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつてはその者の勤務時間をその者の 1 週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間に、18にその者の 1 週間当たりの勤務日の日数を 5 で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数とし、同条第 5 項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつては管理者が別に定める時間数とする。）を減じたもので除して得た額（<u>職員の勤務が次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、その額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額</u>）とする。</p> <p>(1) <u>防疫等業務手当（第13条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの業務に対するものに限る。）</u> 同条第 2 項第 1 号に定める額を7.75で除して得た額</p> <p>(2) <u>放射線取扱手当、防疫等業務手当（第13条第 1 項第 2 号の業務に対するものに限る。）及び医療業務手当（産婦人科の医師の分べんの業務に対</u></p>	<p>(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する場合の勤務 1 時間当たりの給与額は、<u>職員の勤務が特殊勤務手当のうち夜間看護手当を除くものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数（勤務時間条例第 2 条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつてはその者の勤務時間をその者の 1 週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間に、18にその者の 1 週間当たりの勤務日の日数を 5 で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数とし、同条第 5 項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつては管理者が別に定める時間数）を減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、<u>職員の勤務が特殊勤務手当のうち夜間看護手当を除くものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に次の各号に掲げる特殊勤務手当の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。</u></u></p> <p>(1) <u>日によって定められた特殊勤務手当</u> <u>その額</u>を7.75で除して得た額</p> <p>(2) <u>月によって定められた特殊勤務手当</u> <u>その額</u>に12を乗じて得た額を、アにより求められる数から、イにより求められる数にウにより求められる</p>

<p>するものを除く。) <u>第12条第2項、第13条第2項第2号及び第14条第2項本文に定める額に12を乗じて得た額を、アにより求められる数から、イにより求められる数にウにより求められる数を乗じて得た数を減じた数で除して得た額</u> ア～ウ 略</p>	<p>数を乗じて得た数を減じた数で除して得た額</p> <p>ア～ウ 略</p>
<p>(3) <u>医療業務手当（産婦人科の医師の分べんの業務に対するものに限る。） 第14条第2項に定める額に12を乗じて得た額を、前号アにより求められる数から、同号イにより求められる数に同号ウにより求められる数を乗じて得た数を減じた数で除して得た額</u></p>	
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程第22条第1項の規定は、平成27年4月1日から適用する。